

石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改訂に関する検討委員会(第1回)

(令和3年3月23日開催)

議事要旨

1. 会議内容

日時:令和3年3月23日(火) 13:30~16:00

会議場所:Web開催(事務局・環境省の主な発言者はAP日本橋会議室より参加)

参加者(敬称略):

(委員)(◎が座長)

浅見 琢也(一般社団法人JATI協会 技術参与)

石岡 之俊(兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 課長)

出野 政雄(公益社団法人全国解体工事業団体連合会 専務理事)

葛西 正敏(公益社団法人全国産業資源循環連合会

建設廃棄物部会混合廃棄物分科会 副座長)

川岸 幹生(埼玉県環境科学国際センター 資源循環廃棄物担当)

◎寺園 淳(国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター
副センター長)

外山 尚紀(一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会 副代表理事)

(環境省)

環境再生・資源循環局廃棄物規制課

神谷課長、加藤課長補佐、寺西主査、吉田環境専門員

(オブザーバー)

環境省水・大気環境局大気環境課

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

日本建築仕上材工業会

建築物石綿含有建材調査者協会

全国産業廃棄物連合会

(事務局)豊口、飯田、高野、小西、佐久間(環境管理センター)

2. 議題

(1)石綿の飛散性に係る評価試験結果について

(2)石綿含有仕上塗材及び石綿含有けい酸カルシウム板第1種の対応方針について

(3)マニュアルの改訂内容について

(4)その他

3. 議 事

(1) 石綿の飛散性に係る評価試験について

- ・ 資料3-1～3-3に沿って説明。(事務局)

- ・ 資料3別紙2のデータを記載した表について、縦に並んでいる位相差顕微鏡法、位相差偏光顕微鏡法及び走査型電子顕微鏡法の分析結果は同じ試料を用いたと見て良いか。異なる分析方法による結果を比較した際に傾向に差が見られるものもある。(寺園座長)
⇒ そのとおり、同じフィルターを分割して分析したもの。位相差顕微鏡法であるとアスベスト以外の繊維を含んで多めに出る部分があり、逆に走査型電子顕微鏡法であると、細い繊維までよく確認できるという部分がある。(事務局)
⇒ 二つの方法間で相対的に増減両方に出る要素があると理解しており、位相差顕微鏡法による総繊維数濃度をおおよその参考にして考えることで良いのかと思う。(寺園座長)

- ・ 実際に試料に当たっている場所における風速を確認したのか。(川寄委員)
⇒ 試料を置く位置で事前に風速計を置いて測定している。(事務局)

- ・ 塗材について、資料3-2における「推定アスベスト含有率(%)」は除去後の値か。一般に代表的な値なのか。(川寄委員)
⇒ 資料3-2の中の値は除去後のものである。除去前の建材の状態でも分析しているが、一般に代表的な値と考える。(事務局)

- ・ 資料3-2における注意書きについて、定性分析では含有することが確認できたものの、定量できなかったと理解してよいか。定量下限値は超えて含有はしているが定量はできなかったという注釈の意味を補足してほしい。(寺園座長)
⇒ 位相差偏光顕微鏡法による含有判定結果から推定アスベスト質量分率は 0.1～5%であったが、X線回折分析による石綿含有率測定では、試料の性状や形状により定量的なピークを捉える事が困難であったもの。その旨を、注釈に記載する。(※ウェブページ上の資料は修正済み。)(事務局)

- ・ 試験に使用したけい酸カルシウム板第1種の廃棄物は、見かけ上どういった性状か。軽くてぼろぼろ碎けるのか、堅いものなのか。(川寄委員)
⇒ 工具での切断をしなければならぬ程度の堅さがあるものである。(事務局)

(2) 石綿含有仕上塗材及び石綿含有けい酸カルシウム板第1種の対応方針について

- ・ 資料4に沿って説明。(事務局)

- ・ 資料4で「梱包等」と記載がある中で、「等」が不要の部分があるのではないか。(川寄委員)
⇒ シートで覆うことも含まれると捉えられないように、不要な「等」の記載は削除する。(※ウェブページ上の資料は修正済み。)(環境省)

- ・ 基本的の方針は結構だが、当協会会員には塗材の廃棄物が「石綿含有産業廃棄物」とすることでぞんざいな扱いとならないかという危惧から、「廃石綿等」とまとめることが望ましいという意見があったことは報告しておく。塗材の廃棄物を梱包した容器に何か表示を付けたほうが良いとの意見もあったので、検討いただければと思う。(外山委員)
- ・ 石綿含有廃棄物への表示について、石綿則の第 32 条にも記載があるので、参照してマニュアルに記載すると良い。(浅見委員)

- ・ 石綿含有廃棄物を梱包しているとわかる養生テープの商品があり、日建連も推奨しているので、マニュアルの中で紹介してはどうか。(オブザーバー)

⇒ 現場で厳格に扱っている者の取組が後退しないようにとの趣旨による御指摘として承知している。今回塗材の廃棄物は石綿の飛散性からこの方針としたが、廃棄物の性状から流出防止の観点も加味して廃石綿等と同様に二重梱包が必要と整理し、そうした御指摘の趣旨も踏まえたものとした。表示については御指摘のとおり重要と考えるので、商品についても個社商品の宣伝になりすぎないかに留意するなどして書き方を考えたい。(環境省)

- ・ 文言の使い方など細部の修正は要すると思うが、全体として違和感なくうまくまとまっていると考える。(葛西委員)

- ・ 最終処分場が受け入れる廃棄物の最大径に上限を設定している場合があり、それが埋立処分に至るまでの工程における石綿含有産業廃棄物の不適正な切断・破碎等を引き起こすことになるため、そうした受入れの基準をなくす方向になるべきと考える。(オブザーバー)

- ・ 民間の処分業者というところはあるものの、石綿の飛散防止に関する基準を処分場が設けていることは問題であり、厳しく対応すべきと考える。(寺園座長)

- ・ 処分業者が 30cm 以下などの受入れの基準はがれき類や廃プラスチック類を念頭につくられていると思う。マニュアルに控えるよう記載することで、処分業者も切断・破碎等が必要ではないのだと理解できるようになると考える。(石岡委員)

⇒ 石綿含有産業廃棄物は、基本的に切断・破碎は禁止されているところであり、収集・運搬や中間処理施設への搬入のため、やむを得ない場合には飛散防止措置を講じた上で最小限度の切断・破碎等を行えることとなっているが、控えることが望ましいと考えるので、その旨を記載する。(環境省)

- ・ 今回の対応方針は極めて合理的であり、良いものとする。確認であるが、塗材の廃棄物が「石綿含有産業廃棄物」になるということは、安定型最終処分場に埋め立てることが可能になるということで良いか。同様にけい酸カルシウム板第1種の廃棄物の整理も確認したい。(出野委員)

⇒ 石綿含有産業廃棄物が全て安定型最終処分場に埋立が可能ということではなく、安定型産業廃棄物に該当するもののみが可能である。塗材の廃棄物が「汚泥」に該当した場合は管理型又は遮断型最終処分場に埋め立てる必要がある。けい酸カルシウム板第1種の廃棄物は成形板の廃棄物と同様で、安定型最終処分場に埋立が可能と考える。(環境省)

- ・ 資料4の「除去現場から廃棄物保管場所までの移動について」の内容について、廃棄物保管場所で飛散を伴う作業をなくすよう、適切な梱包が維持されたまま運ばれるべきである。(寺園座長)

⇒ 今回、大気汚染防止法と廃棄物処理法のつなぎ目の部分の対策について、そのような趣旨で記載をさせていただいたもの。(環境省)

(3) 石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改訂について

- ・ 資料5及び添付資料に沿って説明。(事務局)

- ・ 添付資料の P.8 にかかっているが、石綿含有下地調整塗材は成形板に区分されるということで良いのか。また、下地調整塗材の廃棄物は塗材の廃棄物に近いと思うが、処理方法はどうか。(石岡委員)

- ・ 言葉の定義を記載したページがあり、既に多くはなっているが、まとめて整理してほしい。

(寺園座長)

⇒ 下地調整塗材の区分は成形板になるが、排出される廃棄物の性状は塗材の廃棄物と近く、さらに塗材の廃棄物と一体として排出されると考えられるため、塗材の廃棄物と同様に扱うこと、という記載を加えたいと思う。また、定義のページに表を設けて種類がわかりやすくなるようにする。(環境省)

・ 添付資料の中で引用しているマニュアル等については、掲載されている URL も記載するようお願いする。(寺園座長)

(4)その他

・ マニュアルもボリュームが大きいため、ポイントを抜粋した短縮版の用意は可能か。(寺園座長)

⇒ マニュアルを改定した際の新旧対照表は用意するが、改定の肝になっている部分を抜粋して読めるものを用意するよう検討する。(環境省)

・ 石綿含有産業廃棄物で汚泥の許可を受けている最終処分場が見つけれない場合の対応はどうか確認したい。(オブザーバー)

⇒ 現状でも、汚泥の石綿含有産業廃棄物として扱われている実態もあるとは聞いているため、現場の方々のお話を伺うなどして実態をつかんで考えたい。(環境省)

・ 今回、試験を実施するなど根拠を持って検討してこの方針を取りまとめているので、そうした内容が一般に伝わるように資料やデータを公開することが良いと考える。(寺園座長)

⇒ 検討委員会の資料の全てと議事の要旨について、委員の了解を得た上で公表する予定である。(環境省)

・ 除去前の事前調査が徹底的にやられたとして、それに応じた廃棄物処理を現場の人ができるかが重要である。調査した側がうまく伝えられると一番良いが、こうした対策はマニュアルに書くのと同時に、実際やらせることも重要である。(川崎委員)

・ しっかり建材を見分けていくことも重要であり、100%というのも難しいが、その点は考えていきたい。(浅見委員)

⇒ 石綿を含有する廃棄物に限らず、廃棄物の処理委託において、排出側から処理に必要な情報が伝達されることは非常に重要。具体的な対応は即座にお答えが難しいが、調査側や排出側との連携が大事であり、そうした意識は共通化させていきたいと思う。(環境省)

・ 検討会でのマニュアル改訂案について、本日頂いた御意見とそれらを踏まえた修正案は環境省と事務局で整理し、各委員に御相談の上で、最終的な取りまとめは座長、環境省、事務局に御一任いただく。(事務局)

以上